

第 1048 回 高知市教育委員会 1 月定例会議案

1 開催日 平成 22 年 1 月 29 日(金)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 1 号 高知市スポーツ振興審議会委員の委嘱について

日程第 3 市教委第 2 号 高知市立市民図書館資料利用規則の一部改正について

日程第 4 市教委第 3 号 高知市学校教育指標について

4 報告

高知市立学校教員の交通違反に係る措置について

5 委員長閉会宣言

6 出席者

(1) 委員	1 番委員長	澤 田 智 恵
	2 番委員	西 山 彰 一
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	舩 田 郁 男
	参事(市民図書館長事務取扱)	千 浦 孝 雄
	総務課長	弘 田 充 秋
	学校教育課長	片 岡 正 樹
	スポーツ振興課長	徳 広 祐 一
	総務課長補佐	近 森 象 太
	学校教育課学校教育班長	多 田 美 奈 子
	学校教育課人事班指導主事	廣 瀬 啓 二
	総務課総務係長	小 田 優
	総務課総務係主査	岡 宗 裕 美

第 1048 回 高知市教育委員会 1 月定例会 議事録

1 平成 22 年 1 月 29 日(金) 午後 1 時 02 分～午後 1 時 31 分(たかじょう庁舎 5 階会議室)

2 議事内容

開会 午後 1 時 02 分

澤田委員長

ただいまから、第 1048 回高知市教育委員会 1 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は西山委員さん、お願いいたします。

それでは、議案審査に入ります。

まず、日程第 2 市教委第 1 号「高知市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

スポーツ振興課長

スポーツ振興課長の徳広でございます。それでは、「高知市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」のご説明をさせていただきます。

今回の委嘱につきましては、任期中の委員の方で役職に変更があったために、新たに委嘱するという内容でございます。この審議会の設置根拠でございますが、スポーツ振興法第 18 条第 2 項に「市町村に、スポーツの振興に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる」と規定されておりまして、高知市スポーツ振興審議会条例第 1 条の規定により設置しているものでございます。

委員の定数及び任期についてでございますが、委員の定数は 15 名以内で、その構成はスポーツに関する学識経験者、関係行政機関の職員となっております。任期については 2 年でございます。現在、委員の数は 13 名でして、男性 9 名、女性 4 名の構成となっております。

次に、委嘱の理由でございますが、今回の委嘱につきましては、中山雅需委員さんと土橋宏史委員さんがそれぞれの職場での役職が変更になったことに伴いまして改めて委嘱を行うものでございます。

新たに委嘱を行おうとする委員さんの選考の理由ですが、まず吉岡成さんは、中山雅需さんの後任の委員で、高知県高等学校体育連盟からご推薦いただいております。細川喜弘さんは、土橋宏史さんの後任の委員さんで、高知新聞社からご推薦いただいたものでございます。

任期につきましては、前任者の残任期間の 5 月 31 日までとなっております。

以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

澤田委員長

それでは、この件に関して、質疑等はございませんか。

特にないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。

市教委第 1 号「高知市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

委員一同

【異議なし】

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 1 号は原案のとおり決しました。

次に、日程第 3 市教委第 2 号「高知市立市民図書館資料利用規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

参事（市民図書館長事務取扱）

市民図書館長の千浦でございます。5ページをご覧ください。高知市立市民図書館資料利用規則の一部改正でございますが、市民図書館で資料の貸出を行うために図書利用カードを発行しておりますけれども、新たに導入しますコンピュータシステムの初期設定に合わせて運用を行うために有効期間の規定を変更するものでございます。

コンピュータシステムの初期設定に合わせた運用ということでございますが、従前のシステムがフルオーダー的なシステムでございまして、今回競争入札をいたしましたNECがっております初期設定に合わせてカスタマイズを少なくした状態での運用を行うものでございます。

内容でございますが、図書利用カードの有効期間を「交付の日から交付の日の属する年度の末日まで」から「交付の日から1年間」へ変更させていただきたいというものでございます。

6ページをご覧ください。附則で「平成22年2月16日から施行する」としております。現在、システム更新のため休館をさせていただいておりますが、1月25日から2月15日まで休館いたしまして、2月16日から新システムで開館することに伴うものでございます。

なお、期日設定の変更によります経費節減でございますが、単純計算で5年間に約9,700万円ほどとなります。今回の利用カードの有効期間の変更に伴う該当者数でございますが、平成9年にコンピュータシステムを導入いたしまして、これまでに図書利用カードの発行枚数は約12万枚でございます。このシステムは、住民基本台帳システムとリンクしておりませんので、死亡や転居等を確認することができませんが、21年度末におきまして約10万枚以上の有効な図書利用カードがあるものと推計しております。このうち、96パーセントが高知市民でございますので、市民の約30パーセントが図書利用カードを持っておられるということになります。この10万人につきまして、図書利用カードの有効期間の変更の影響があるものと推測しております。

手続きとしては、図書館に出てきていただいた段階で手続きをするということでございますので、利用者には何らの影響を与えることはないと考えております。

以上でございます。

澤田委員長

それでは、この件に関して、質疑等はございませんか。

特にないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。

市教委第2号「高知市立市民図書館資料利用規則の一部改正について」を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

委員一同

【異議なし】

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第2号は原案のとおり決しました。

次に、日程第4市教委第3号「高知市学校教育指標について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。高知市学校教育指標についてご説明させていただきます。

現在、この委員室の側面に張り出しておりますのが高知市学校教育指標でございます。各学校には、ポスターの形で配布いたしておりますし、教職員に対しましてもA4版にして配布しております。

この高知市学校教育指標は、教育委員会が次年度における学校教育の推進に関し、その指標として作成するものでございまして、高知市立学校は、この指標の趣旨を基に、それぞれの学校の実情に応じ当該年度における学校教育目標として徹底させるものでございます。このように、指標は高知市立

学校の教育の根幹となるものですので、毎年度熱心な審議の上で作成されてきております。

それでは、指標の策定の流れについて簡単に説明させていただきます。「高知市学校教育指標策定の流れ」という資料に基づきご説明させていただきます。学校教育課で素案を作成し、次に市教委の教員、指導主事等で構成する指導会議、高知市学校教育指標審議会を経て、教育委員会の会議に諮るまでの4段階で審議された上で、最終的には2月末日までに高知市立学校及び関係機関に送付することになっております。

次に、現在までの指標の変遷につきまして説明させていただきます。高知市学校教育指標の作成が始まったのは昭和48年からになります。平成9年からは、教育基本法と土佐の先人の進取・自立の気風を取り入れたものになってきておりますが、一貫して憲法の3原則である人権・民主・平和を基本に、命を大切にすることを目指しておりますし、近年では、学力の定着といったように大きく改訂されてきております。

現在は、市教委が学校現場の声を尊重しながら主体性を持って指標に示しているという状況でございます。

以上です。

澤田委員長

それでは、この件に関して、質疑等をお願いします。

松原教育長

この1月定例会でご決定をいただかなければいけないのは、先ほど学校教育課長から説明のありました22年度以降の学校教育指標ということでございます。先ほど説明の中にありました学校教育指標審議会の委員長から答申をいただいた際に、私の方が教育委員会に対し案を示すという流れになるかと思っております。そこでお手元にある案をお示しし、ご審議いただいているという状況でございます。

その内容について簡単に述べさせていただきたいと思っております。一つは、提案していく内容ですけれども、今までは標題に年度を付けておりました。毎年度この指標についてご審議いただいていたわけですけれども、教育課程に大幅な改訂がないという状況ですので、大きな改訂があるまでは、一定期間、この指標を継続させていくというふうにしてどうかということをお願い申し上げます。この22年度の指標から教育課程に大幅な改訂がないときは指標も改訂しないということできたいということが一つの提案でございます。

来年度以降の指標ですけれども、特に審議会の中で検討された点のうち、主だったものについてご説明させていただきます。

高知市学校教育指標の前文ですけれども、先ほど学校教育課長の説明の中にありましたように、平成9年からこういう形になったわけですけれども、それまでの前文は「自由民権思想の伝統を踏まえ」という文言で自由民権思想というものを前面に出しておいたものを、坂本龍馬を中心とした土佐の先人の気風に学ぶため、「土佐の先人の進取・自立の気風に学びながら」というふうに変更、「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び」といった目標をもって教育を進めていくというものに変えた経緯がございます。

そういうことで、来年度以降の重点目標として、一つは「心と体の健やかな成長をめざした支援体制の充実」、二つ目に「確かな学力をつけるための授業改革」、三つ目に「子どもたちの進路を保障する指導」、四つ目に「組織として機能する学校づくり」、そして五つ目に「子どもが健全に育つ家庭・地域づくりへの支援」の五つを重点目標として掲げ、実践上の努力点という構成で指標の答申があり、この内容で来年度以降の指標としたいという教育委員会に対します私からの提案でございます。

詳細については、学校教育課長から説明させますが、大きな変更点として、年度ごとに区切るのではなくて、22年度以降はこの内容を変更しないで、新しく改訂があったときにご提案するということ

と、22年度以降の指標としては、ここに掲げております内容をもって指標といたしたいというものでございます。

学校教育課長

それでは、この指標案の詳細についてご説明申し上げます。

実践上の努力点として掲げさせていただいたところでございますが、上から5番目にあります「基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の能力をはぐくむ」ということが書かれておりますが、言語活動の充実を図りたいということで、この指標とは別に手引書を作成いたしました。手引書には、この文言に関わっての詳しい内容が書かれており、各職員に配布し、このことの充実に努めたいと考えております。と申しますのは、この文言だけでは具体性がなく分かりにくいということもございまして、一つ一つの文言にもう少し詳しい内容を付け加えて冊子にいたしましたところでございます。

澤田委員長

それでは、この件に関して質疑等はございませんか。

西山委員

その手引書に関連してなのですが、具体的にどういうことを行うべきかが書かれているかと思うのですが、よくPDCAサイクルということがよく言われますので、PDCAのチェックリストのようなものを付け加えていただくと非常に使い勝手もよくなるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

学校教育課長

いただいたご意見を参考にさせていただきたいと思っております。すぐというわけにはいかないかもしれませんが、審議会の委員長さんにも相談し、今後の検討課題として参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

松原教育長

今のご意見は、指標の中にその意見を盛り込むということではなくて、指標を学校が実践したときにマネジメントサイクルに生かしていくということを手引書の中に書き込んでいくということではないのでしょうか。

西山委員

手引書の中に、チェックリストのようなものがくっついているというようなものだといいのではないのでしょうか。

学校教育課長

確認になりますが、この手引書と申しますか、指導書の中にチェックができるものを付けた形でやってまいりたいと考えます。

澤田委員長

それでは、この件に関して、質疑等はございませんか。

特にないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。

日程第4市教委第3号「高知市学校教育指標について」を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

委員一同

【異議なし】

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第3号は原案のとおり決しました。

最後に、報告事項「高知市立学校教員の交通違反に係る措置について」を議題とします。この案件

は、個人情報を含む案件のため秘密会といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

委員一同

【異議なし】

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、この案件は秘密会といたします。

(この案件は、高知市教育委員会会議規則第10条の規定に基づき秘密会とし、同規則第13条第4項の規定に基づき会議録に記載しない。)

澤田委員長

秘密会を解きます。

本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで、教育委員会を閉会します。

開会 午後1時31分

委員長

2番委員